

御所市交通安全計画

第1 1 次（令和3年度～令和7年度）

奈良県御所市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 交通事故のない安全で安心して暮らせる社会を目指す	2
2 人優先の交通安全思想	2
3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	2
4 交通社会を構成する三要素	2
(1) 人に係る安全対策	3
(2) 交通機関に係る安全対策	3
(3) 交通環境に係る安全対策	3
5 横断的に重要な事項	3
(1) 参加・協働型の交通安全活動の推進	3
(2) 先進技術の活用	3
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視	4
第2章 道路交通安全対策の重視すべき視点	4
1 高齢者及び子供の安全確保	4
2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	4
3 生活道路における安全確保	5
第3章 講じようとする施策	5
1 道路交通環境の整備	5
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	5
(2) 通学路等における交通安全の確保	5
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	5
(4) 関係機関への働きかけ	6
2 交通安全思想の普及徹底	6
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	6
ア 幼児に対する交通安全教育の推進	6
イ 児童に対する交通安全教育の推進	7
ウ 高齢者に対する交通安全教育の推進	7
(2) 効果的な交通安全教育の推進	7
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	8

ア	横断歩行者の安全確保	8
イ	自転車の安全利用の推進	8
ウ	シートベルトの正しい着用の徹底	9
エ	チャイルドシートの正しい使用の徹底	9
オ	反射材用品等の普及促進	9
カ	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	9
3	関係機関等との連携	9

【はじめに】

本市では、昭和45年6月に制定された交通対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年度以降、行政機関、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ってきたところである。

これら交通安全計画に基づき『交通事故のない安心して生活できる社会の実現』を基本理念として市民運動を推進した結果、平成21年12月から平成27年までの約5年間、交通事故死者数0（ゼロ）の記録を更新したが、平成28年以降においては市内で死亡事故の発生が続き、さらに令和元年においては市内で3名もの尊い命が奪われる交通事故が発生するなど、特に憂慮される状態となっている。

県下においても、令和2年中の人身事故件数が約2,700件と未だ高い水準で発生しており、本市の同年中の人身事故件数は減少傾向を示すものの38件あり、物損事故については未だ約530件と県下と同様に高い推移を示し、今後において交通事故そのものを減少させる対策が求められているところである。

交通事故の抑止は、行政機関、関係機関・団体をはじめ市民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、これに基づいた諸施策を強力に推進していかなければならない。

本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、「令和3年度から令和7年度まで」の5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、交通事故のない御所市を目指し、これを強力に推進するものである。

第1章 計画の基本的な考え方

1 交通事故のない安全で安心して暮らせる社会を目指す

本市では、本格的な人口減少過程に入っており、高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中で、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、市民全ての願いである安全で安心して暮らすことができる社会を実現することが極めて重要である。

また、人命尊重の理念に基づき交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案し、交通事故のない御所市の実現に向け積極的な取組が必要となる。

交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通安全対策基本法制定後の半世紀を経た今、改めて交通事故被害者の存在に思いを致し、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けて市として総力を挙げ、これらの対策に取り組んでいかなければならない。

2 人優先の交通安全思想

交通安全の思想として、道路交通における自動車と比較し、弱い立場にある歩行者等の安全、全ての交通において高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保する必要がある。

交通事故がない社会は、これら交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。

このような「人優先」の交通安全を基本理念とし、あらゆる施策を推進していく。

3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

道路交通において、高齢歩行者の交通事故とともに高齢運転者による事故防止が喫緊の課題である。

高齢者が何処でも安全に安心して移動することができ、豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を交通に関わる者の連携によって構築することを目指す。

4 交通社会を構成する三要素

本計画において、その実現を図るために①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関及び、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら市

民の理解と協力の下、強力にこれを推進する。

(1) 人に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底を図り、歩行者等の安全な移動を確保するため交通安全意識の高揚につながる取組を目指すものとする。

交通社会に参加する市民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことができるように、交通安全教育の普及啓発活動を充実させる。

さらに、市民自らが地域における課題を認識し、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要である。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はミスを犯すという認識を前提に、それらのミスが悲惨な事故に結びつかないように各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、必要な検査等を実施し得る体制を充実させる取組を推進する。

(3) 交通環境に係る安全対策

交通環境の整備を人優先の考えの下に行い、人の移動空間と自動車等の交通機関との分離を図り、混合した交通から起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。

特に、道路交通においては、通学・通園路、生活道路、幹線道路等において歩道等の整備を実施するなど人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

これらの施策を推進する際には、高齢化や国際化等の社会情勢の変化も踏まえるとともに、地震や風水害などの防災の観点も考慮した適切な整備を行うことを目指すものとする。

5 横断的に重要な事項

(1) 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、県、市、地域の関係機関・団体等が緊密な連携の下にそれぞれが責任を担いつつ施策を推進するとともに、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であり、地域におけるその特性に応じた取組等により参加・協働型の交通安全活動を推進する。

(2) 先進技術の活用

全ての交通分野において、更なる交通事故の抑制を図り交通事故のない社会を実現するために、あらゆる視点から交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

新型コロナウイルス感染症の直接・間接的な影響により、様々な課題や制約が生じ、市民の生活実態、交通方法の変化が大きく認められる。

これらの影響を踏まえつつその状況に応じた対策に着手する。

第2章 道路交通安全対策の重視すべき視点

1 高齢者及び子供の安全確保

高齢者は、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進する。

さらに、運転免許返納後の高齢者の移動を伴う日常生活を支えるための対策についても各種連携を深めつつ推進することが重要となる。

子供の安全確保は、次世代を担う子供の安全を確保するという観点から、通学・通園路や保育所等における散歩コース等の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等において、安全・安心な歩行空間を整備していく必要がある。

2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

人優先の考えの下、歩道の整備等による安全・安心な歩行空間の確保を進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

また、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。

一方、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けることなど、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進していくことが重要である。

次に、自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者

となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、自転車の点検・整備の重要性、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和元年奈良県条例第17号。以下「自転車条例」という。）により所有者等の加入が義務化された損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進していく必要がある。

また、事故被害軽減のため全ての年齢層へのヘルメット着用を推奨し、特に自転車条例により着用が努力義務となっている高齢者に対して着用の促進を図っていかねばならない。

自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景としてルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図るほか、自転車利用者を始めとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図っていく必要がある。

3 生活道路における安全確保

生活道路においては、高齢者、障害者、子供を含むすべての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていかねばならない。

それに向けての取組を続けることにより、「生活道路は人が優先」という意識が市民に深く浸透することを目指す。

第3章 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

これまでの交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、「人」の視点に立った道路整備や交通安全対策を推進していく必要がある。

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

市と地域住民が連携して、車両の速度抑制、通過交通の抑制・排除等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

(2) 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通の安全を確保するため、合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取り組みを支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し、活動できる社会を実現するため、駅や公共施設、福祉施設等の周辺を中心に、安全で快適な歩行空間の確保を図る。

(4) 関係機関への働きかけ

交通事故が多発している交差点や危険個所については、信号機、横断歩道、ガードレール、カーブミラー等の設置や必要な道路改良等について、関係機関へ積極的に働きかける。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で重要な意義を有している。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障害者、子供等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故の被害者及びその家族又は遺族の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

特に、高齢化が進展する中で高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し高齢者に配慮する意識を高めるための啓発を強化する。

また、交通安全教育・普及啓発活動の実施後には、効果を検証・評価し、より一層効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。

これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり、親子で実習したりする等、わかりやすい指導に努め、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動の中で交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

イ 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

特に、自転車の利用頻度が高い児童や学生に対しては、交通社会の一員であることを自覚させ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。

ウ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目的とする。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たって、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直し、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、効果的な交通安全教育ができるよう努める。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

市民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、交通安全に関する普及啓発活動を推進して広く市民に周知し、市民自らが納得して安全な交通行動が実践できるよう、必要な情報をわかりやすく提供することに努める。

ア 横断歩行者の安全確保

運転者に対し、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育を推進する。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。

さらに運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等に努める。

イ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守する必要がある、自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、加害者になった場合への備えとして損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、自転車ライト点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上に努める。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発

活動を推進する。

幼児・児童の保護者及び高齢者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童、高齢者の着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対してもヘルメットの着用を推奨する。

ウ シートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動に努める。

オ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、積極的な広報活動を推進する。

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、酒類販売業者や飲食店等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みをさらに推し進め、「飲酒運転をしない、させない」という市民規範意識の確立を図る。

3 関係機関等との連携

本計画の円滑な推進を図るため、御所市交通対策協議会の構成機関、団体が相互に連携し、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現に努め、とりわけ春・秋の交通安全県民運動においては市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための全市的な市民運動として組織的かつ継続的に展開し、あらゆる施策を推進する。

令和4年3月31日制定